兵庫県公報

平成23年6月29日 水曜日 第3号外

 発
 行
 人

 兵
 庫
 県

 神戸市中央区下山手通
 5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則

л° ¬у̀

○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課) ……………

1

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則(規則第31号)

兵庫県税条例の一部改正により、市街地再開発組合等の不動産の取得に対する不動産取得税の納税義務の免除の措置が廃止されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規

則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年6月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第31号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則(昭和35年兵庫県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第20条の表書類の種類の欄中「第59条の5第6項」を「第59条の5第2項」に、「、第59条の7第2項、第59条の8第3項、第59条の9第2項又は第59条の10第2項」を「又は第59条の7第2項」に、「第59条の5第8項」を「第59条の5第4項」に、「、第59条の7第4項、第59条の8第5項、第59条の9第4項又は第59条の10第4項」を「又は第59条の7第4項」に、「第46条第7項」を「第46条第9項」に、「第59条の5第12項」を「第59条の5第8項」に、「、第59条の7第8項、第59条の8第9項、第59条の9第8項又は第59条の10第8項」を「又は第59条の7第8項」に改める。

第21条第1項第2号中「第23条第1項第9号」を「第23条第1項第10号」に改める。

附則第8項を次のように改める。

(条例附則第21条の2第1項の規則で定める路線)

8 条例附則第21条の2第1項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっている路線として規則で定めるものは、国が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供する路線であって、平均乗車密度に1日当たりの運行回数を乗じて得た数値が15から150までのものであるとともに、当該路線の確保及び維持が必要なものとして知事が認めるものとする。

附則第9項を削る。

様式第36号3ページの部御注意2及び様式第37号(裏)の部御注意中「、40平方メートル」を「40平方メートル、サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅にあっては30平方メートル」に改める。

様式第40号1ページの部中

- 「2 市街地再開発組合等の不動産の取得
 - 3 事業協同組合等の不動産の取得
 - 4 農地保有合理化事業に係る農地の取得
 - 5 土地改良区等の換地の取得
 - 6 外国人留学生の寄宿舎用不動産の取得
 - 7 農業生産法人の土地の取得
- 「2 再開発会社の不動産の取得
- を 3 農地保有合理化事業に係る農地の取得 に、「1から
 - 4 土地改良区の換地の取得

7まで」を「1から4まで」に改め、同様式2ページの部2を次のように改める。

2 再開発会社の不動産の取得

土地の取得	年	月	日	
家屋の取得	年	月	日	
土地の譲受け予定者等の取得	年	月	日	
家屋の譲受け予定者等の取得	年	月	日	

添付書類

次の事項を証明するに足りる書類

- 1 都市再開発法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分を取得した場合
 - (1) 都市再開発法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分であること。
 - (2) 都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告の日の翌日に同法第118条の11 第1項に規定する譲受け予定者が取得したこと(管理処分計画の写し等)。
- 2 都市再開発法第2条第4号に規定する公共施設の用に供する不動産を取得した場合
 - (1) 都市再開発法第2条第4号に規定する公共施設の用に供する不動産であること。
 - (2) 都市再開発法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が取得したこと(管理処分計画の写し等)。

様式第40号2ページの部3を削り、同様式3ページの部4中「第4条第2項」を「第8条第1項又は第11条の12」に改め、「農地保有合理化法人」の右に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、同部4を同部3とし、同部5中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、「3 兵庫県税条例第59条の8第2項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人であること。」を削り、同部5を同部4とし、同部6及び7を削る。

様式第41号1ページの部中「となる不動産」を削り、

- 「5 市街地再開発組合等の不動産の取得
- 6 事業協同組合等の不動産の取得
- 7 農地保有合理化事業に係る農地の取得
- 8 土地改良区等の換地の取得
- 9 外国人留学生の寄宿舎用不動産の取得
- 10 農業生産法人の土地の取得

「5 再開発会社の不動産の取得

を 6 農地保有合理化事業に係る農地の取得 に、「1から

7 土地改良区の換地の取得

10まで」を「1から7まで」に改め、同様式4ページの部5を次のように改める。

5 再開発会社の不動産の取得

4ページ

土地の取得	年	月	日	
家屋の取得	年	月	日	
土地の譲受け予定者等の取得予定	年	月	日	
家屋の譲受け予定者等の取得予定	年	月	日	

添付書類

次の事項を証明するに足りる書類

- 1 都市再開発法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分を取得した場合
 - (1) 都市再開発法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分であること。
 - ② 都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告の日の翌日に同法第118条の11第 1項に規定する譲受け予定者が取得すること(管理処分計画の写し等)。
- 2 都市再開発法第2条第4号に規定する公共施設の用に供する不動産を取得した場合
- (1) 都市再開発法第2条第4号に規定する公共施設の用に供する不動産であること。
- (2) 都市再開発法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が取得すること(管理処分計画の写し等)。

様式第41号4ページの部6を削り、同部7中「第4条第2項」を「第8条第1項又は第11条の12」に改め、

「農地保有合理化法人」の右に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、同部7を同部6とし、同部8中「土 地改良区等」を「土地改良区」に改め、「3 兵庫県税条例第59条の8第2項の規定の適用を受けようとする場 合にあっては、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人であること。」を削り、同 部8を同部7とし、同様式5ページの部を削る。

「7 事業協同組合等の不動

8 農地保有合理化事業に

様式第42号1ページの部中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、 9 土地改良区等の換地の

- 10 外国人留学生の寄宿舎
- 11 農業生産法人の土地の

産の取得

取得

係る農地の取得

「7 農地保有合理化事業に係る農地の取得

を

に改め、同様式2ページの部中「1から

用不動産の取得

11まで」を「1から8まで」に改め、同様式5ページの部6を次のように改める。

8 土地改良区の換地の取得

6 再開発会社の不動産の取得

5ページ

土地の取得	年	月	H	
家屋の取得	年	月	日	
土地の譲受け予定者等の取得	年	月	日	
家屋の譲受け予定者等の取得	年	月	日	

添付書類

次の事項を証明するに足りる書類

- 1 都市再開発法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分を取得した場合
 - (1) 都市再開発法第118条の7第1項第3号の建築施設の部分であること。
 - (2) 都市再開発法第118条の17の規定による建築工事の完了の公告の日の翌日に同法第118条の11 第1項に規定する譲受け予定者が取得したこと(管理処分計画の写し等)。
- 2 都市再開発法第2条第4号に規定する公共施設の用に供する不動産を取得した場合
 - (1) 都市再開発法第2条第4号に規定する公共施設の用に供する不動産であること。
 - (2) 都市再開発法第118条の20第1項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日 の翌日に国又は地方公共団体が取得したこと(管理処分計画の写し等)。

様式第42号5ページの部7を削り、同部8中「第4条第2項」を「第8条第1項又は第11条の12」に改め、 「農地保有合理化法人」の右に「又は農地利用集積円滑化団体」を加え、同部8を同部7とし、同部9中「土 地改良区等 | を「土地改良区 | に改め、「3 兵庫県税条例第59条の8第2項の規定の適用を受けようとする場 合にあっては、農業経営基盤強化促進法第4条第2項に規定する農地保有合理化法人であること。」を削り、同 部9を同部8とし、同様式6ページの部を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、兵庫県税条例等の一部を改正する条例(平成23年兵庫県条例第7号。以下「改正条例」とい う。)の施行の日から施行する。ただし、第21条第1項第2号の改正規定は経済社会の構造の変化に対応した 税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第 号)附則第1条第2号に掲 げる規定の施行の日、様式第36号及び様式第37号の改正規定は改正条例附則第1項第8号に規定する日から 施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県税条例施行規則の様式については、当分の間、改正前の兵庫県税条例施行規則の様式によ ることができる。